

住宅改修の事前申請から支給決定までの流れ

① 被保険者が介護支援専門員に相談



② 被保険者等が施工業者と打合せ



③ 介護支援専門員等が住宅改修の事前申請書類を提出

【提出書類】

- 住宅改修が必要な理由書
- 住宅改修に要する費用の見積書
- 住宅改修の完了予定の状態がわかる図面（施工図、平面図等）及び写真（撮影日がわかるもの）
- 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が、当該被保険者でない場合）



④ 提出された書類等により、保険給付として適当な改修かの確認を行う

完了予定の状態がわかりにくい段差の解消や床材等の変更については、現場の確認を行う場合有り



⑤ 審査を行った後に施工の可否を教示するとともに、提出された全ての書類に確認済であることを記載して介護支援専門員等に返却する



⑥ 施工（施工業者に工事代金の支払い）



⑦ 介護支援専門員等が住宅改修費の支給申請書を提出

介護支援専門員等から「事前申請」の際に提出され、保険者が確認後に返却した書類に加え、必要書類を介護保険課へ提出

【提出書類】

- 介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用に係る領収証
- 工事費内訳書
- 住宅改修の完了後の状態がわかる図面（施工図、平面図等）及び写真（撮影日がわかるもの）



⑧ 提出された書類等により、工事が適切に施工されたか否かの確認を行う

完了の状態がわかりにくい段差の解消や床材等の変更については、現場の確認を行う場合有り



⑨ 審査を行い、支給が必要と認められた場合は「支給決定」を行う。

* 給付費を指定口座に振り込む

○ 居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

介護認定を受けている方（要支援1・2、要介護1～5）が生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、上限20万円まで住宅改修費が支給されます。

* 自己負担は1～3割（負担割合は介護保険負担割合証に記載）

○ 対象となる住宅改修

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止等のための床材の変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

○ 支給限度基準額について

- 原則：要介護状態区分にかかわらず1人20万円まで
 - ※ 要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合、要支援者が要介護者になった場合でも支給限度額に変更が生じるわけではなく、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額から控除した額となります。
- 例外：市内で転居した場合や要介護状態区分が3段階以上上がった場合は、改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることができます。